

冷蔵倉庫（非木造）に対する固定資産税

■冷蔵倉庫にかかる固定資産評価基準の変更について

平成 24 年度から「冷蔵倉庫」の固定資産税について、固定資産評価基準（経年減点補正率基準表の適用）が変更されます。

これまで「冷蔵倉庫」については、「一般の倉庫」と同じ取扱いとされていましたが、平成 24 年度から「冷蔵倉庫」は「一般の倉庫」に比べて家屋の評価額が早く減少する経年減点補正率基準表が適用されます。

つきましては、「冷蔵倉庫」の確認調査を実施した上で、平成 24 年度から適用しますので、「冷蔵倉庫」を町内に所有されている方は、下記担当までご連絡をお願いします。

■適用対象となる冷蔵倉庫とは

- ・建物自体に冷蔵機能を備えた倉庫（保管温度が 10 度以下に保たれる倉庫）になっている非木造家屋です。
- ・常温の倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫等を設置している場合は「冷蔵倉庫」には該当しません。
- ・冷蔵倉庫部分が一棟の建物床面積の 50 パーセント以上のものが対象となります。

(注)以上の要件を満たしている場合でも、建築後すでに基準年数を経過している場合価格に影響はありません。（例：鉄骨造で 35 年）

問合せ先 吉見町役場 税務会計課 課税係

0 4 9 3 - 5 4 - 5 0 2 8（直通）

